

検査実施料に関するお知らせ

(管理番号: 22-0146)
2022年11月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。
この度、令和4年10月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発1031第4号」および「保医発1031第5号」により、測定項目に検査実施料が新設および留意事項の一部変更されましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出	360点

■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
悪性腫瘍組織検査(処理が複雑なもの) (悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(PCR-rSSO法))	5000点

■ 適用日

2022(R4)年 11月 1日(火)から適用

▼ 新規保険収載

測定項目	ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出
保険点数	360点
検体検査判断料	微生物学的検査判断料（150点）
診療報酬点数表区分	「D023」微生物核酸同定・定量検査「12」
留意事項	<p>ア ヘリコバクター・ピロリ核酸及びクラリスロマイシン耐性遺伝子検出は、ヘリコバクター・ピロリ感染が強く疑われる患者に対し、PCR法により測定した場合に、本区分に掲げる「12」百日咳菌核酸検出360点の所定点数を準用して算定できる。</p> <p>イ 当該検査を含むヘリコバクター・ピロリ感染診断の保険診療上の取扱いについては「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」に即して行うこと。</p> <p>※ 「ヘリコバクター・ピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いについて」（平成22年6月18日付け 保医発0618第1号）</p> <p>下記の部分に変更されました。</p> <p>2 除菌前の感染診断</p> <p>（1）除菌前の感染診断については、次の7項目の検査法のうちいずれかの方法を実施した場合に1項目のみ算定できる。ただし、①から⑥までの検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者に対して、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。また、⑦の検査の結果、ヘリコバクター・ピロリ陰性となった患者について、<u>胃粘膜に同感染症特有の所見が認められているなど、同感染症を強く疑う特有の所見がある場合に、異なる検査法により再度検査を実施した場合に限り、さらに1項目に限り算定できる。なお、この場合において、医療上の必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p> <p>① 迅速ウレアーゼ試験</p> <p>② 鏡検法</p> <p>③ 培養法</p> <p>④ 抗体測定</p> <p>⑤ 尿素呼気試験</p> <p>⑥ 糞便中抗原測定</p> <p>⑦ 核酸増幅法</p> <p style="text-align: right;">～（略）～</p>

▼ 保険収載内容の一部変更

下線部分が変更されました。

測定項目	悪性腫瘍組織検査(処理が複雑なもの) (悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査(PCR-rSSO法))
保険点数	5000点
検体検査判断料	遺伝子関連・染色体検査判断料 (100点)
診療報酬点数表区分	「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「ロ」処理が複雑なもの
留意事項	<p>(4) 「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。</p> <p style="text-align: center;">～(略)～</p> <p>イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査 (リアルタイムPCR法、<u>PCR-rSSO法</u>)</p> <p style="text-align: center;">～(略)～</p>